○国土交通省告示第五百七十三号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年三月七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
特2260	ユニキャリア　シュベル・ローダ　ＹＤＭ－Ｂ14	シバウラ	ＮＡＬＤＩ	2.216	ユニキャリア株式会社　神奈川県三浦市幸区新小倉１番２号

○国土交通省告示第五百七十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年三月十三日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3443	マッセイ・ファーガソン　ＹＤＳ－ＳＵ74Ａ２	農耕トラクタ	シス　74Ａ	7.365	ヒム・ヒス・ケー農業機械株式会社　北海道恵庭市戸磯193－８
農3444	マッセイ・ファーガソン　ＹＤＳ－ＳＵ74Ａ	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第五百七十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十九年三月十七日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十九年五月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3445	クボタ　ＹＤＲ－Ｍ7001	農耕トラクタ	クボタ　Ｖ6108	6.124	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目２番47号

○国土交通省告示第五百七十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十九年五月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
農3348	ヰセキ　ＵＤＳ－Ｔ198Ｆ	井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700番地
農3349	ヰセキ　ＵＤＳ－Ｔ200Ｆ	〃	〃
農3355	ヰセキ　ＵＤＳ－Ｔ199Ｆ	〃	〃
農3356	ヰセキ　ＵＤＳ－Ｔ208Ｆ	〃	〃

○国土交通省告示第五百七十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十九年五月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
農3125	三菱　ＶＳ323	三菱マヒンドラ農機株式会社	島根県松江市東出雲町揖屋667番地１
農3126	三菱　ＶＣ18Ｂ	〃	〃

○国土交通省告示第五百七十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十九年五月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
特731	トヨタ　７ＦＢＬ18	株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地
特732	トヨタ　７ＦＢＬ25	〃	〃

○国土交通省告示第五百七十九号

広島電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請事案（事案番号平二十九第四〇〇一号）については、平成二十九年五月十八日付け国運審第二号により、運輸審議会から、認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十九年五月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

○環境省告示第五十号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第二条の施行に伴い、環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十七年環境省告示第五十九号）は、平成二十九年五月二十九日限り、廃止する。

平成二十九年五月二十九日

環境大臣　山本　公一

○東北地方整備局告示第百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十九日

東北地方整備局長　川瀬　弘之

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事（左岸：宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県石巻市北上町十三浜字相川地内

宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地

２　使用の部分　宮城県石巻市北上町十三浜字相川地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内までの二級河川相川沢川水系相川沢川（以下「相川沢川」という。）左岸の延長628ｍの区間及び同市北上町十三浜字相川地内の相川沢川右岸の延長350ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。